

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

日本語教育の標準に関するワーキンググループ 第1回 議事録

令和元年6月10日(月)
11時00分～13時00分
旧文部省庁舎2階文化庁第2会議室

〔出席者〕

(委員) 石井委員, 金田委員, 村田委員, 島田委員, 築島委員, 菊岡委員 (計6名)

(文化庁) 高橋国語課長, 津田日本語教育専門官, 増田日本語教育専門職, 北村日本語教育専門職
ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 ワーキンググループの設置について
- 2 第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について
- 3 日本語教育の標準に関するワーキンググループの進め方について(案)
- 4 論点3のこれまでの審議経過について
- 5 日本語教育の標準等に関し新たに指摘されている課題について(案)
- 6 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等について
- 7 JF日本語教育スタンダードについて

〔机上配布資料〕

- 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について(報告)
(平成22年5月19日)
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) (平成25年2月8日)
- 3 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(リーフレット)(平成25年2月18日)
- 4 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)(平成26年1月31日)
- 5 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告) 改訂版 (平成31年3月4日)
- 6 CEFR関連資料
- C

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 委員の互選により, 金田委員がワーキング座長に選出された。
- 3 事務局から, 配布資料2「第19期日本語教育小委員会の審議の進め方について」及び配布資料5「日本語教育の標準に関するワーキンググループの進め方について(案)」の説明があり, 進め方について了承された。
- 4 事務局から, 配布資料5「日本語教育の標準等に関し新たに指摘されている課題について(案)」の説明があり, 意見交換を行った。
- 5 事務局から, 配布資料7「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等について」の説明があり, 意見交換を行った。
- 6 独立行政法人国際交流基金から, 配布資料7「JF日本語教育スタンダードについて」の説明があり, 意見交換を行った。
- 7 次回の日本語教育小委員会は9月を目途に行うことを確認した。
- 8 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○増田日本語教育専門職

ただいまから、第1回日本語教育の標準に関するワーキンググループを開会いたします。

座長を選任いただくまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。御了承願います。本日は日本語教育小委員会委員の国際交流基金日本語事業部長、村田先生にも同席いただいております。よろしく願いいたします。

初めに本ワーキンググループの進行を務めていただきます座長の選出をお願いしたく思います。互選となっております。どなたか御推薦いただけますでしょうか。

○石井委員

僭越ですが、金田委員をお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(賛成の声あり)

○増田日本語教育専門職

金田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○金田委員

はい。

○増田日本語教育専門職

ありがとうございます。ただいま金田委員を座長に御推薦いただき、賛同いただきましたので、座長席にお移りください。一言御挨拶を頂きまして、これ以降の進行につきましては、座長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○金田座長

大雨の中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。雨の中の船出ということになりましたが、本ワーキンググループにおける日本語教育の標準に係る検討は、1年限りということではなく、数年掛けて取り組んでいくということと聞いております。世間の注目も浴びていることですし、これからの日本語教育をどう形作っていく上で、大切な話し合いをする機会になると思います。皆さんに御協力いただきながら何とか座長を務めさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、このワーキンググループの進め方について確認していきたいと思っております。事務局から資料の説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

配布資料2「第19期日本語教育小委員会審議の進め方について」を御覧ください。5月24日の日本語教育小委員会です承された資料となっております。1の検討内容の2)論点3の日本語教育の標準や日本語能力の判定基準についてですが、国内外の日本語学習者が、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、日本語教育の標準の策定に向けた検討を開始するという事になっております。本年度は、大枠としての共通参照レベル及び文字を含めた各レベル別の能力記述について検討を行うことを予定しております。

スケジュールを御覧ください。右端が日本語教育の標準の検討のワーキンググループのスケジュールとなっております。12月の小委員会への報告をめどに全4回の公開ワーキングを予定しております。今回が第1回目となっております。

続きまして、配布資料3が「本ワーキンググループの進め方(案)」です。本ワーキンググループでは、「生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」、以下カリキュラム案と申し上げますが、それから「JF日本語教育スタンダード」を参考として、日本語教育の標準を策定することとしております。その際、言語のためのヨーロッパ共通参照枠、CEFRと言いますが、こちらを参考とすることとしております。

2)にございますが、文字について、平仮名、片仮名、漢字、ローマ字を含む日本語のレベル別の能力記述を策定することを予定しております。

日程については、本日6月10日には五つの議事を予定しております。一つ目が日本語教育の標準の現状と課題、二つ目が日本語教育の標準の策定に当たってCEFRを参照とすることについて、三つ目がカリキュラム案について、四つ目がJF日本語教育スタンダードに関するヒアリングです。五つ目の検討作業については別途御説明申し上げます。①②③につきましては、業務委託として外部の機関に委託し、議論のたたき台となる基礎資料の作成を行う予定です。一つ目が、CEFRの補遺版(Companion Volume)というものが2018年に出されておりますが、この翻訳作業と分析を行うものです。2点目が、標準的なカリキュラム案に対し、能力記述をCEFRのレベル別に振り分けるという作業です。③は、標準的なカリキュラム案とJF日本語教育スタンダードを参考とした日本語教育の標準の素案のCan-doを作成するという作業です。4点目が文字ですが、こちらは残された検討課題になっております。

本日御議論いただいたものを6月24日開催予定の第2回日本語教育小委員会に経過の報告という形で、御報告いただくことになります。

続きまして配布資料4です。机上配布冊子の「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について」から抜粋をしております。1ページ目ですが、これまで論点3に掲げられたものとしては、日本語教育の内容及び方法に関して、標準としてはカリキュラム案のほかJF日本語教育スタンダードがあるということで、2点挙げられております。

1ページ目の下ですが、「これまで標準については、文化庁はもとより自治体や民間が既に日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作り、その活用に取り組んでいる中で、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を新たに作るべきという指摘がある。これについては、まずこうした現行の取組ではどのような理由で不十分であり、それを克服するためにどのような日本語教育の対象者、目的、分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作ることを考えるのか具体的に検証する必要がある」と御提言を頂いているところです。

2ページ目です。次のような点について、十分議論しなければならない問題であると挙げられております。1点目が、「仮に対象者、目的、分野などが異なる日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し、統一的な標準や基準を作るとすれば、それは可能なのか。可能であれば、それをより適切なものにするためにはどのように考えればよいのか」。それから、こうした「議論の際には欧州評議会の言語のためのヨーロッパ共通参照枠CEFRの実践の成果や課題を踏まえて検討するのが適当」との御提言を頂いております。

その他、課題をまとめたものが配布資料5「日本語教育の標準等に関し新たに指摘されている課題について(案)」です。全部で10項目挙げております。

1点目です。我が国に在留する外国人は過去最高を記録しまして273万人を超えております。これまでとは違って定住化が長期にわたりまして、初期段階の日本語のみならず、子育てや就労に必要となる、より高いレベルの日本語が求められるようになったということ。

2点目、特定技能という新たな在留資格が新設されたことによって、入国時の日本語能力の要件というのが課せられるようになってまいりました。しかし、国としての日本語教育の統一的な標準がないため、現在は暫定的な基準、当面の間ということで基準が設けられているところです。

3点目です。文化庁が先生方に策定いただきました標準的なカリキュラム案ですが、こちらは生活場面ごとに求められる能力が示されているものの、レベル別には分かれておりません。

4点目です。国内と海外と別々の指標、別々の標準、スタンダードというものが活用されておりまして、これらを総合する視点が重要であるという指摘も頂いております。

5点目です。現在、約20の機関・団体により日本語の様々な試験が実施されております。しかし、統一の指標といったものがないため、日本語学習者や外国人を雇用する企業が、こういったテストを選べばいいのかが分かりにくい状況にあり、テスト間の相互の比較ができない状況にあるという問題も指摘されております。日本語教育の標準が策定されることによって、日本語能力のテスト間の相互通用性が確保されることが期待できるのではないかという指摘があります。また、外国人を雇用する産業界、企業が採用条件として求める日本語能力の参考になる指標が出来るのではないかとということもあります。

CEFRを参照する際に、文字について、新たに検討する必要があるということ。それから、今のテストの大半が受容能力（聞く力、読む力）を測定する試験であり、コミュニケーション能力を測定するテストが少ないことや、Computer Based Testというパソコンで行えるような試験の開発も進んでいないのではないかと。こういった指摘が挙げられているところでございます。資料の説明は、以上でございます。

○金田座長

このワーキンググループは先日5月17日に開催されました日本語教育小委員会によって設置されています。今、事務局から説明のありました配布資料1「ワーキンググループの設置について」、配布資料2「第19期日本語教育小委員会審議の進め方について」は、この小委員会で決定した資料です。この配布資料1に示されていた検討事項の案の詳細が、配布資料3「本ワーキンググループの進め方(案)」です。

この配布資料3「本ワーキンググループの進め方(案)」によりますと、今日の6月10日のワーキンググループでは、ここに記載されてある五つの白い丸が議題となっています。この具体的な議題に入る前に、配布資料3の進め方について確認したいと思います。御意見等ございましたらば、お願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

○村田委員

昨年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が発表され、「日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR)」と載っております。この表現を見たときに、「日本版CEFR」というのは、何となく分かりやすい印象もあるのですが、人によっていろいろな受け止め方をするのはないかと思いました。CEFRに準拠して作っていくのか、ヨーロッパにCEFRがあるというイメージで、日本独自のスタンダードを作るといふことなのか、どちらにも読めてしまいます。そこは明確にする必要があるのではないかと思いました。

今日の事務局からの御説明でCEFRに寄り添いながら作っていくということが分かったわけですが、一方、この「総合的対応策」の一環として作成するのであれば、特定技能の資格要件となっているA2あたりを中心作っていくのか、あるいはCEFRに準拠する形で、6段階をバランス良く作っていくのかということも考えないといけないと思います。

いずれにしても、1年や2年でできる作業とは思えませんので、どういう作業計画で、最終的にどういうものを目指すのか、1年目はどこまでやるのかについて、最初に共通認識を持って進んだ方がスムーズに行くのではないかと感じた次第です。

○金田座長

ありがとうございます。石井委員、どうぞ。

○石井委員

C E F Rの理念といいたまいますか、この開発の枠組みを明確にするときに、確かにこれまでC E F R準拠でという議論はしてきました。C E F Rの理念に準ずるといことがよく言われますが、枠組みや尺度などについては、確かに参考になると思いますが、準拠、理念をもとにすると言った瞬間に、今我々がやっている事柄は、あくまで日本語が母語でない人たちに対する日本語の能力のことだけであって、マジョリティーである日本人側の能力の方は一切触れていませんよね。

そこがC E F Rの最も大事で、全ての言語に関して、ノンネイティブの部分的な能力をしっかり認めるといことや、マジョリティーの側がどのようにそういう人たちと寄り添っていくか、自分たちのコミュニケーション能力も、C E F Rにはしっかり書かれているわけです。確かに、参照なので参照は良いと思いますが、理念の共有をあまり簡単に言ってしまうと、実際と違うといことが恐らくいろいろな指摘を受けるのではないのでしょうか。

そちらにも踏み込んでいくとい意気込みであれば、そのこと自体は私も反対しませんが、年限のある作業の中で、どこまで何ができるかを考えると、文章で説明をする際、我々はある部分について参考にするとしっかり常に言っていかなければいけないと思います。理念の共有や準拠といところは、少し難しいのではないかと思いました。

○金田座長

具体的にC E F Rをどう参照するのか。そして、恐らく最終的にはどういう名前で表に出していくのかとい、先ほどの村田委員の御発言とも関係のあることだろうと思います。これも含めて、今後検討するといことでもいいですね。ほか、いかがでしょうか。

○増田日本語教育専門職

今、名称に関する御指摘があったと思います。事務局としては、論点3では「日本語教育の標準」と掲げられておりますが、標準といと、ある程度決まったものであるような印象も与えかねませんので、どういった名前にしていったら良いかも、できればワーキンググループで御提案いただきたいと思います。英語の方では、「C E F R—J」とい名称が既に使われていますので、それと混乱しないよう、一般の方にも分かりやすい名称を御提案いただければ有難いと考えております。

○金田座長

「日本語教育の標準」は、標準とい言葉に誤解が感じられるかもしれないといことですが、C E F Rとい言葉を使わなくても良いとい考え方でいいのですね。恐らくこのことは理念をどう捉えるかといこととも関係が出てくると思います。少なくとも今期の第4回ワーキンググループ開催時までには名称が定まっていればよいのでしょうか。

○増田日本語教育専門職

はい。

○金田座長

分かりました。皆さん、お知恵を絞っていただければと思います。ほか、いかがでしょうか。

○島田委員

名称はともかくC E F Rを参照するといことですが、作られたバックグラウンドが全く違うと思います。ヨーロッパの言語を扱っているC E F Rと私たちが扱おうとしている日本語では随分違います。このことは、あえて私が言うほどのことではないかもしれませんが。

ヨーロッパのグルノーブル・アルプ大学でC E F R準拠の多言語のオンラインテストを作ってい

るのですが、その中の日本語版を日本語の先生たちが作っています。その中で言われているのが、まず表記です。表記が日本語はそのままマッチしないため、別に考える必要があるということです。それからレジスターですね。敬語や普通体といったことをどう扱うかということで、別の参照するものを作るということに取り組んでいます。そういうことも参考にする必要がありますと思います。

例えば漢字のリストも作っています。漢字のリストを作るのがいいのかどうか分かりませんが、そういった取組が参考になるのではないかと思います。

もう一つ、名古屋大学の野口先生が科研の代表をされており、私も分担になっているのですが、CEFRを日本語に適用するための尺度構成理論を中心とした基礎研究というものが2017年から走っております。CEFRを適用するという動きもあるわけですが、そのときに注意する点がどこかを探るための基礎的な研究です。ヨーロッパなどで事情を聞きますと、先ほどフランスの大学の話をしていましたが、中等教育の先生たちもCEFRで成績を付けたり、カリキュラムを作っていないかではなくてはならず、日本語の先生たちは、漢字を別に技能として立てているようです。

CEFRは5技能ですが、6技能ということにして漢字のリストも作っています。そういったものが参考になるのではないかと思います。

○金田座長

漢字に関しては、恐らくテクノロジーも発達してきているので、従来は実際に読み物の中で、あるいは手書きできるかなどを考えがちだったとは思いますが、今はいろいろなものの助けによって読めない漢字が読めたり、書けない漢字も選択肢の中から選べば良いという場面もありますね。今後ますます技術が発展するでしょうから、そこも考えながら基準を設定していくことになるのではないかと思います。今後の進め方に関しましてはよろしいですか。

それでは、具体的な進め方に関しましては、これからも調整しつつ進めていきたいと思えます。11月の報告案作成までそれほど時間がない中で、皆さんにいろいろ御尽力いただくことになりませんが、よろしく願いいたします。

それでは、次に移りたいと思えます。日本語教育の標準についてこれから審議するに当たり、現状と課題について、整理しておきたいと思えます。配布資料5「日本語教育の標準等に関し新たに指摘されている課題について(案)」に10項目の課題が列挙されています。これ以外にも課題はあるとは思いますが、委員の皆様からも、追加でこういったことも検討すべきということもあるかもしれませんが、それらも踏まえて、整理していけたらと思えます。

目下のこの項目に関しまして、皆さんの方から御意見等ありましたら、今お伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。

この課題について、私が一つ気になったところがあります。三つ目の標準的なカリキュラム案についてです。この後ヒアリングでも御説明いただきますが、「生活場面ごとに求められる能力が4技能別に挙げられているものの、レベル別に分かれていない」という書き方がされています。ここは言い方を変えておいた方がいいかなと思えました。これは、言語行動の難易度に対する配慮は十分ではないということではないかと思います。標準的なカリキュラム案の策定当時は、レベル別に設定するという発想そのものはなかったと思えますので。

○増田日本語教育専門職

はい、修正いたします。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。島田委員。

○島田委員

テストの関係について、複数のテストがあり、お互いに比べられないという課題があると理解しましたが、仮に標準が出来たとして、例えばあるテストの1級、2級というのが、標準なりCEFR日本語版にどのように準拠するのか、当てはまるのかということは、かなり難しいと思います。

実際に、日本語能力試験も今それをしていませんね。それはもっともなことで、1つの試験が全ての技能をはかっているわけではありませんし、レベル設定を対応付けすることは簡単にはできないと思いますので、標準を作った後、どのように対応付けしていくのかまでを示す必要があると思います。

○築島委員

私も、配布資料5「日本語教育の標準等に関し新たに指摘されている課題について(案)」の五つ目の「統一された日本語教育の標準がないため、日本語のテスト間の評価の比較ができない状況に対応するものを作るというのは難しいなと思いました。それぞれのテストが必ずしも全体の能力を測っているわけではないため、むしろテスト間の評価の比較をするためというよりも、それぞれのテストが全体の中のどこを測るテストとして位置付けられているのかが分かるようになるということが目標なのではないかと思いました。

それを考えるに当たって、今回作る標準、CEFR日本版が、どの程度大枠なのか、テストを作っている人たちが、自分たちはこの辺りだと具体的にひも付けられるようなものにするのかという、抽象性についてはっきり共通理解ができていないように思います。

さきほど村田も申しましたが、カリキュラム案を参考にしますと、ある一定のレベルの、しかも生活者に偏りが出るものになると思います。全体の枠組みを考えるにはそれだけではいけないだろうと思うので、最終形はどんな形で、この1年でその中のどこの部分を色付けるというか、どこの部分を作ったつもりなのだと見えてくると良いと思います。

○村田委員

今の話と関連するのですが、資料5の下から四つ目の点、「産業界、経済界が職務内容に応じて採用条件として求める日本語能力の参考になる指標」という箇所です。正に外国人材の受入れというところから起こってきた話であれば、こういうニーズがあるということは当然承知しているのですが、どこまで個別具体的なことを書き込むかということは最初にはっきりしておいた方が良くはないかと思います。

○金田座長

テーマは異なりますが、昨年度、一昨年度に日本語教育人材の養成・研修について検討した際、人材の全体像が出来上がって、その中のこの部分を明らかにするというように審議を進めてきました。見た目は大分変わるとは思いますが、この委員会で扱う事柄というのは、全体像のこの部分であるということが、図式化できると良いと思います。この部分のここをそれぞれに活用していただくことによって、空白の部分が埋まっていく、そういうものができると良いですね。

つまり、本ワーキンググループでは、分野別に全て作り込むつもりは恐らくないわけですが、生活者に関しては必要という面もあると思いますので、その範囲が明確になるようにしていくと作業も進みやすいし、年度ごとの目標も明確になっていくと思いました。

よろしいでしょうか。評価に関しましては、今期では解決を見ないと思いますので、今後の課題として、実際にこの標準が出来上がった後、検討していくということになります。

それでは次に、標準的なカリキュラム案について、ヒアリングを行いたいと思います。その後、JF日本語教育スタンダードに関してもお話を伺いたいと思います。まず標準的なカリキュラム案に関して、北村専門職から御説明をお願いします。

○北村日本語教育専門職

それでは、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案についての説明に入りたいと思います。配布資料6を御覧ください。また、先生方のお手元には黄色の冊子が置いてあると思います。こちらが標準的なカリキュラム案そのものですので、こちらも適宜御覧になりながら説明を聞いていただければと思います。

それでは、配布資料6に基づいて、説明を始めます。

表紙をめくっていただきまして、標準的なカリキュラム案の開発過程というところを御覧ください。まず、この標準的なカリキュラム案の開発の前に、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標が設定されました。それについて御説明したいと思います。

まず、皆さんにとっては自明のことかもしれませんが、「生活者としての外国人」というのがどういう人たちかを御説明します。誰もが持っている生活という側面に着目して、我が国において日常的生活を営む全ての外国人を指しています。そして、その外国人が日本語教育を受けるに当たって、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力を獲得することを日本語教育の目的・目標として掲げました。

その詳細が下の(1)目的、(2)目標の記載部分です。まず、目的としては、言語・文化の相互尊重を前提としながら、生活者としての外国人が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることをまず目的として掲げています。その下位として、細かい目標を四つ挙げております。一つ目として、日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができる。二つ目として、日本語を使って、自立した生活を送ることができる。三つ目として、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる。四つ目としまして、日本語を使って文化的な生活を送ることができる。この四つです。

この標準的なカリキュラム案では、これらの目的・目標に従って、必要な日本語教育の内容を示すものとして編集が行われました。日本語教育小委員会では、その検討の過程で、まず学習者が日本語で行うことが期待される生活上の行為の事例を整理・選択しました。続いて、選択した個別の学習項目の要素と社会・文化的情報についても記述を行いました。その後、学習時間と学習順序について検討を行い、標準的なカリキュラム案としてまとめました。

これらをまとめる際に、脚注1にありますように、アンケート調査や、その時点で行われていました独立行政法人国立国語研究所、社団法人国祭日本語普及協会の研究成果、あるいは文化庁国語課が独自に行ったヒアリング調査等も参考にしながら、これらのまとめを行っています。

続いて、2の生活上の行為の事例の整理と選択というところに入ります。これらのまとめにおいて、生活上の行為というものを整理・選択する必要があったわけなのですが、2ページに参ります。それを選ぶときに、2ページの段落が変わっています「整理した生活上の行為」というところなのですが、まず1点目として、来日間もない外国人が、基本的な生活の基盤形成のために必要である、そして安全にかかわり緊急性があるという観点で選んでいます。また、基本的な生活基盤を形成する緊急性、情報として知っておく必要があるというものを選択しています。

続いて3番です。それらの要素を記述する際の、何を記述したかというところですが、ここに羅列しておりますが、御覧いただいております配布資料6の17から22ページも御覧ください。ここには、実際にどのようにこの黄色の冊子の中で記述しているかということサンプルとしてコピーしております。左から参ります。能力記述、場面、場所、相手、状況・動機、そしてやりとりの例、機能、文法、語彙。4技能の「話す、聞く、読む、書く」ですが、このうち、その生活上の行為でどれを使うかということをチェックしております。これらをこのように具体的にまとめることで活用していただけるようにしています。

2ページに戻ります。これらをまとめる際に、加えまして社会・文化的情報も入れて、現場で活用できるようにしています。

続いて2ページから3ページにかかるところに参ります。これらを学習項目、学習時間、学習順序に関して記述していく際に、それら以外にも教室活動の方法の例ですとか参考資料、実際に活用するときの例等をまとめて、黄色の冊子には盛り込んでおります。

続いて、今標準的なカリキュラム案の要素を御覧いただきましたが、それらがどのような生活の具体的な行為に基づいて、列挙されているかというところを説明いたします。この3ページの四角のところを御覧ください。こちらでは、生活上の行為の大まかなポイントとして八つを挙げています。これらを必要単位ごとにまとめて、全30単位の生活上の行為を取り上げています。

続いて4ページを御覧ください。4ページには、学習内容や学習時間、学習順序についての考え方を説明しております。こちらには、先ほども御説明しましたとおり、来日間もない外国人が生活の基盤を作る上で必要になってくるもの、安全にかかわるもの、緊急性があるものを選んだり、標準的なカリキュラム案全体を30単位とした場合に、具体的にどの区分にどれぐらいの時間が掛かるかという割合を示したりしました。また、必要な時間数の目安だけでなく、各地域に必要な時間数として地域に応じた時間設定が求められるということや、必ずしもここに書いてあるとおりに行われるということに限らず、順番は教室活動の実際の地域の实情に合わせて編集が可能であるということを書いています。

また、4ページの最後の部分になります。「なお」から始まる部分です。「生活者としての外国人」が日本語学習をする上で、発音ですとか基礎的な文法等の学習は必要である、それらだけを取り上げるのではなくて、5ページに入っている、各地域の实情に合わせて具体的なカリキュラムが編成される可能性があるということと、必要に応じて取り扱っていくということを説明しています。

5ページの活用方法のところでございます。(1)の学習内容です。こちら先ほども申し上げましたとおり、学習者が既にどのような能力を身に付けているかということ踏まえた上で、事例を的確に選択し、プログラムとして配列するということを記載しています。

その次の段落に入ります。実施の際に適宜修正が加えられるということですか、言語・社会・文化的な知識を使って行動できるようになる必要があるということ、また、カリキュラム編成の際には、言語・非言語行動と文化的な規範が密接に関係しており、不可分であるということ前提とするということを挙げています。

6ページに入ります。学習時間、学習順序、参考資料の活用等について言及があります。

7ページを御覧ください。こちらには、想定される利用者として、対象が示されております。学習者としては、もちろん「生活者としての外国人」なのですが、これらを使うのはコーディネーターや地域の国際交流協会の担当者ですとか、そういったところで活動している日本語教師等であるということに記載しております。

続いて、今後の課題ということで、8ページを御覧ください。(1)から(4)として、教材例の作成、指導方法の提示、日本語能力の評価について、指導力の評価についてと、4点挙げてございます。こちらは、この資料の14ページを御覧ください。横の資料で、カラフルなページです。こちらに挙げております。この時点では、課題という段階だったのですが、その後検討が行われまして、それぞれ冊子が出ているのですが、黄色が今御説明しておりますカリキュラム案です。その活用方法を示したガイドブック、教材例として示した教材例集、オレンジ色の部分の能力評価、ピンクの指導力評価と、既にそれぞれ取りまとめが行われています。

先ほどの8ページにお戻りください。今具体的にどのような報告としてまとまっているかということをお話ししたのですが、それぞれ教材例、指導方法、評価、指導力の評価について検討が行われました。

続いて9ページを御覧ください。生活上の行為の分類一覧ということで、たくさんの事例が大分類、中分類、小分類と列挙されております。これら全てを生活上の行為の分類として議論していただきました。小委員会での議論の過程で、V子育て・教育を行う、VI働くという部分については、基本的な生活分類や、緊急性や安全にかかわるという観点から、優先順位は下がるだろうと考えら

れ、やりとりの例や場面、4技能の学習項目の要素の分類の一覧の中からは外されています。ただし、重要な項目であることから、生活上の行為の分類としては掲げられています。

11ページを御覧ください。こちらは、カリキュラムの策定方法等を示しました標準的なカリキュラム案活用のためのガイドブックに記載がある内容です。言語や学習についての考え方というブルーの色の塗り潰しがある部分を御説明します。12ページにある、言語について、言語学習について、教室活動について、日本語教室から地域社会についてということで、言語から実際に言語をどのようなものとして捉えるかが書かれています。具体的には、話し言葉や書き言葉から構成されていて、カリキュラム案では書き言葉については触れていないとか、書き言葉について考え方が示されており、言語学習については、できるようになりたいと望む生活上の行為を適切に選ぶことが積極的な言語学習につながるということや、教室活動については、同じくできるようになりたいと望む生活上の行為と教室活動がつながっていることが不可欠であるということ、続いて日本語教室から地域社会に、教室を離れても自律的に学習が続けられるということが重要であるといったようなことを、考え方として述べております。

13ページを御覧ください。こちらには、今まで御説明しました考え方に則って、活用及び指導方法に関するポイントをまとめています。地域・学習者に応じた教育内容の選択と工夫の観点、専門家・地域住民と協働することが重要であるという観点や、行動・体験中心の活動が重要である、そして、対話による相互理解の促進が重要であるといったことが示されています。このような指導方法・活用に関する観点を取りまとめられています。

続いて15、16ページを御覧ください。先ほど、標準的なカリキュラム案で扱う生活上の行為の事例として八つあるということをお示しましたが、それらが具体的に中分類、小分類としてどのようなものが挙げられるかということが、見開き2ページでまとめてあります。こちらも黄色の冊子の中に取りまとめがあります。

以上、基本的な考え方について、御説明いたしました。

○金田座長

ありがとうございました。

引き続きJF日本語教育スタンダードのお話を伺ってから、まとめて質疑ということでもよろしいですか。

では、続きまして、築島委員よりJF日本語教育スタンダードの御説明を頂きます。

○築島委員

日本語国際センターの築島です。JF日本語教育スタンダードについて、御紹介させていただきます。

まず、JF日本語教育スタンダードのお話を始める前に、ここで使うスタンダードの意味について、前提を確認させていただきたいと思えます。スタンダードは、一般的には標準と訳されることが多くあるわけですが、ここではどちらかというと「寄って立つもの」というような、原義に近いものと考えています。言語教育では、その言語の言語教育の目的・理念によって、言語教育環境をデザインする際の枠組みや目安を提供するものと考えています。

国際交流基金は、1972年に設立されてから、その基幹事業の一つとして海外の日本語教育にずっと携わってまいりました。そして、長い間、相手国の要請や事情に応じて支援することに主眼を置いてきたわけですが、時代の変化から、そこに推進というようなキーワードが入って、主体的な取組というものも期待されるようになりました。

この基金が、この日本語教育という言語教育のスタンダード、今申し上げたようなスタンダード、つまり「コースデザイン、授業設計、評価を考えるための枠組み、ツール」の開発を手掛けたのは、基金が政府系機関の一つとして事業を更に展開していくためには、他者に説明できる明確な方針が

必要だと考えたという経緯があります。当時世界の言語教育は、政治、経済、社会といった様々な分野で顕在化したグローバル化を背景に、1980年代の後半から1990年代にかけて、例えばオーストラリア、アメリカでは多言語・多文化主義、欧州、ヨーロッパについて言えば複言語・複文化主義が提唱されるようになってきていました。

そのような潮流の中で基金が、先ほどお話ししたようなスタンダードの開発を考えたとき、日本語教育でも、「文化を異にする人々が共に生きていく社会状況の中で、多くの言語の一つとして日本語を位置付ける」ことが求められると考え、2005年より私たちのJF日本語教育スタンダードの理念として、「相互理解のための日本語」という基本的な視座を持つことといたしました。それによって、今からお話ししますように、最も理念が近いと思われるCEFRに範を求めることになりました。

「相互理解のための日本語」は、知識だけではなく、日本語を使ってコミュニケーションという共同行為によって、ある課題を遂行していく力と考えています。そのコミュニケーションには、母語話者と非母語話者との間のものだけではなくて、非母語話者同士による日本でのコミュニケーションも含まれています。そして、どこで、どのような文脈で、誰と話すかによって、使う言葉、表現、スピード、様々な点に考慮しなければならないわけですから、「領域、場」という観点がとても大切になります。さらに、この相互理解のための日本語を学んだり使ったりする中で、異文化理解・能力が求められ、また養われるというふうを考えております。

JF日本語教育スタンダードでは、今お話しした課題遂行能力の記述文、つまりC a n - d oを、御覧のようなJFスタンダードの木であらわしています。もしお手元にガイドブックをお持ちでしたら、10ページに詳しいものが載っています。木の根として表現され、言語によるコミュニケーションを支えているのが言語能力です。そして、この言語能力を基盤として、木の枝のように広がっているのが言語活動です。この言語活動はJF日本語教育スタンダードでは、受容、産出、やりとりの三つに分類しています。さらに、その活動の一部で必要になってくる方略C a n - d oや、受容と産出の両者を仲介するようなテキストC a n - d oがあります。実際のコミュニケーション活動というのは、この木のように能力や方略といった複数のC a n - d oを組み合わせ、課題を遂行していると言うことができます。

それぞれのC a n - d oには、日本語の熟達度のレベルが付けられています。ガイドブックですと、12ページを御覧いただければ分かると思います。この尺度にはCEFRの共通参照レベルを採用しております。言語熟達度は、基礎段階の言語使用者、Basic Userと、B、自立した言語使用者、Independent User、そしてC、熟達した言語使用者、Proficient Userの三つの大きな段階に分かれているのですが、更にその各段階が二つに分かれて、全部で六つのレベルとなっております。六つのレベルはこの図では等間隔に見えるのですが、そうではなくて、特にA2、B1、B2の幅は広いと思われるので、その中をまた更に二つに分けている場合もあります。

ここでCEFRとJF日本語教育スタンダードのC a n - d oについて、全体像を御説明しておきます。御覧いただいている白い四角がCEFRが提供しているC a n - d oです。後ほどここでも話題になると思いますが、まず全体的な尺度、そして自己評価表を提示しています。そこから更に各尺度の例示となるC a n - d o項目が挙げられています。国際交流基金では、みんなのC a n - d oサイトというサイトを運営しており、ここで基金が作ったオリジナルのC a n - d oとこのCEFRのC a n - d oを翻訳したもの、両方を提供しています。この黄色い四角の部分がみんなのC a n - d oサイトが扱っている部分です。CEFR C a n - d oの493項目に加えて、A1からB2までの基金オリジナルのC a n - d o552項目を公開しています。

これから、このJF C a n - d oをどのようにして作成したかについて、簡単に説明させていただきます。基金オリジナルのJF C a n - d oは、この図のようなプロセスで作られました。まず、枠組みを利用したいと考えていたCEFR C a n - d oが本当に利用できるのかどうか。基金が持っております国内外の拠点などの教育現場において、コースや授業の目標記述をCEFR C a n -

doと関連付けて整理し、実践して、コースや授業をやってみるという調査をいたしました。これによって、CEFRCan-doは日本語教育でも共通の枠組みとして機能するということが確認できましたが、他方で記述が抽象的であることから、実際の授業や評価には結び付けにくいこと、そして、日本語の独自性についての方針を検討することが必要であることというような課題も明らかになりました。

この一つ目の課題、つまり「記述が抽象的で授業や評価に結び付けにくい」ということを解決するために、基金は新たなCan-doを作ることいたしました。そのために、まずCEFRの活動Can-doの記述というものを詳細に分析いたしました。その結果、それは条件、話題・場面、対象、行動の4要素に分解できることが分かりました。例えばB1のCan-doに、「話し方が比較的ゆっくりとはっきりとしていれば、インタビュー、短い講演、ニュース、レポートなど本人の関心事である話題について、多くのテレビ番組の内容をおおかた理解できる」という項目があります。これを上の構造モデルに照らし合わせますと、下の今〇を付けさせていただいたような形になります。

この構造を参考にJFCan-doの作成作業に移りました。日本語国際センターでは、このJF日本語教育スタンダードの開発に取りかかる15年ほど前から、日本語の授業を総合日本語という名前でトピックベースで行っておりました。そして、それぞれの授業に何々ができるという文言で目標記述をしておりました。それで、JFのオリジナルCan-doを作るに当たっては、この日本語国際センターの研修で行ってきた授業の目標記述をもとにすることといたしました。

センターの研修で作っていた目標記述をCEFRの言語活動の分類に合わせて分類し、同じくCEFRのカテゴリーに合わせてカテゴリーを決めました。さらに、トピックについてはCEFRのCan-doにはありませんが、もともと私たちの授業でトピックベースの授業目標で付いていたものをダブルインデックスという形で残すことといたしました。そして、先ほど御説明した構造モデルに従って各レベルの特徴的表現を追加して、JFCan-doを作りました。

例を少しお見せします。もともとの授業で目標になっていたのは、このようなものでした。「町を紹介するテープを聞いて、内容を理解し、そこで学んだ語彙や文型を使って、自分の知っている町について話すことができる」と。これをCEFRのCan-doの枠組みに照らし合わせますと、ここに三つのCan-doが入っているということが分かります。このJF日本語教育スタンダードのCan-doを作るに当たっては、CEFRのCan-doを参考する以上、この三つの項目を別々に扱わなければならないというふうに考えまして、その中で特に今回の活動Can-doについて言えば、一番上のものとそれから最後のものを取り上げることといたしました。

例えば一番下の、「自分の知っている町について話すことができる」というCan-doについて、じゃあ、これは活動Can-doとして生かそうということになって、それでは現実場面のコミュニケーションでは、これはどういうところで行われる活動なのだろうということを考え、さらにCEFRCan-doのカテゴリーでは何に当たるか。そして、レベルはどうなるか、CEFRの構造モデルに合わせると、どういう記述ができるか、というようなことを考えました。その結果、御覧いただいているような授業目標は、JFCan-doではこのようになっています。言語活動としては、「産出」そしてカテゴリーは「経験や物語を語る」、残しましたトピックは「旅行と交通」、そして、レベルとしてはB1、A2で、それぞれこのようなことができるというふうに考えております。

このような作業を経てJFCan-doを作ったことで、CEFRのCan-doとJFCan-doには例えば御覧のような違いがあります。CEFRは、「人に物事を要求し、人に物事を与えることができる」というような記述になっておりますが、そこに対応するJFCan-doでは、食卓で「しょうゆを取ってください」「おかわりをお願いします」など、「短い簡単な言葉で頼んだり、ゆっくりとはっきりと話されれば頼まれたことに対応したりすることができる」というような具体的な記述になっています。これが場面とか領域とかでももちろん変えていくことは可能だ

と考えておりますので、例えばヨーロッパでしたら、しょうゆとお代わりの代わりに、ワインとパンになるかもしれないのですが、そのようにその部分を変えながら、具体的に使ってもらいたいと考えて作っております。

最後に、先ほどお話ししましたCEFRの有効性について試行的な調査をしましたときにもう一つ課題となっております日本語の独自性について、JF日本語教育スタンダードではこのような姿勢を取っているということについて、少し触れておきたいと思っております。

まず大前提として、JFCandはCEFRの枠組みを利用し、その言語熟達度に基づいたものであることで、基準は変えることはしないという前提がございます。文字や表記については、活動Candにおいては、漢字を使うか否かなどにかかわらず、記述されている言語活動が達成できれば、「できた」とみなすということ。そして、先ほど島田先生からヨーロッパの取組などを伺いましたが、私たちもし漢字などを扱うのであれば別に、そして領域や場によっても違うかもしれないので、今の時点ではそれぞれの現場で判断するもの、又は別に考えるものというふうに考えております。

フォーマリエーについても同様に、活動Candにおいては、原則として例えば敬語を使うか否かなどにかかわらず、記述されている言語活動が達成できれば、「できた」とみなすというふうに考えています。ただし、B2以上で、Candの記述自体に場面に応じた言葉の使い分けができることが必要と書かれている場合は、それを含めてできたかどうかを判断するというようにしております。

以上、今の形になるまでJF日本語教育スタンダードも10年以上かかっておりますし、最初に申し上げましたように、スタンダードというのはこれで完結というのではなくて、まだこれからもいろいろ改善を続けていくものと考えておりますので、今お話ししたことは本当にほんの一部になってしまったのですが、もしお時間があれば、もう少し詳しいことが御覧のようなサイトにありますので、見ていただければと思います。ありがとうございました。

○金田座長

どうもありがとうございました。それぞれ限られた時間の中で、核になる部分を御説明いただけたいと思います。御意見あるいは御質問等あると思っておりますので、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○島田委員

今二つの御説明を伺いまして、能力記述文Candが、JFスタンダードの方も、カリキュラム案の方も具体的で大変分かりやすいと思えました。一方、CEFRの方は、今手元に全てがあるわけではないので、記憶だけで話しますが、枠組みということなので、もう少し抽象度が高いように思います。その分、分かりにくいという批判もあるかと思えます。ただ、具体的にすると項目数が増えてくるということもあると思えます。今回目指して作ろうというものがどういうものなのかによって、抽象度をどの辺りにするかということも一つポイントになると感じました。

○築島委員

はい。特にカリキュラム案やJF日本語教育スタンダードのCandを使うのであれば、かなり例示的と言いますか、例として幾つかを選んで付けるということかと思えます。基本的にCEFRほど抽象度を上げてしまうと結局同じものになり、CEFRを訳したものの以上のものはできないと思えます。それでいいのかと思っておりますので、あの柱に対して、どういう具体例が日本語ではあり得るかというような検討になると思いますが、いかがでしょうか。

○金田座長

でも、CEFRのCan-doも項目によって抽象度が大きく違いますね。

○築島委員

そうですね。

○金田座長

十分内容が予想されるものもあれば、かなり広いと思うものもありますよね。その一方で、標準的なカリキュラム案も、そのあたりは十分にバランスが取れているわけではないと思います。でも、ある程度具体的に、例示であるということを十分に理解してもらった上で示すということですね。

○築島委員

私たちがさえも例えば「こういう場面・活動で」と書いたときに、「こういう場面など」というと、「など」に当たる例示は一体どれぐらい共有できているのかが難しかったりします。「大まかに理解できる」というと、どこまでかというのがあります。今、一応、全体的な尺度と自己評価表、共通参照レベルがあるので、そこからいきなり具体例に行くのか、もう一段階ぐらい何か考えるのか。その辺りを決めていった方がいいと思います。

○石井委員

お話を伺って、用途、つまり何のために評価するのかということと、今の議論の内容がとても関係があると思いました。要するに、全国津々浦々あるいは国外も含めて、能力をできる限り抽象的に測らなければいけないというタスクであれば、具体的にどういうレベルではどうなのかということが問題になると思います。逆に、地域の実情を考えてみると、実例はあるが、対象がどういう領域で生活をし、何のために何をすることを想定した評価なのか、こういう生活をするか測るといえるように考えた場合、つまり現場で今抽象的か具体化するかの指標は必要だと思います。

ここは入れ換えていいという部分を明示しておいて、この人にこれから日本語を教えようと思ったときに、どのレベルまでできるのか、この仕事を今すぐしてもらうためにはどういうことができる必要があるかという基本的な枠組みの選別をしたいというようなことにも対応できるものが作れるのではないのでしょうか。少し違うことを言っているかもしれないのですが、我々がやろうとしていることは、どの場面でも統一した評価を作ろうとしているのか。あるいは、評価枠の一部分をアレンジすれば、地域の特異性や個人の能力に合わせたアレンジがある程度できるような枠組み。どちらを目指したらいいのかという問題なのではないのでしょうか。

○金田座長

標準的なカリキュラム案の場合は、日本に暮らす人であれば、誰もが必要なものということで限定的にしていました。しかし、そこから仕事を始めたり、子供を持つなど、その人が使う日本語が変わってくるわけです。

石井委員がおっしゃっているのは、仕事の中でも細分化されるかもしれないが、仕事の中で行われる言語行動と子育て、例えば学校とのやりとりの中で行われる言語行動の中には、抽象レベルでは同じものがある。しかし、その分野・領域ごとに使用される細かい表現や語彙は、圧倒的に違う。その違いがあることを認めつつも、同じようにB1であると測れる、参照できるものを作ろうとしているという理解でよろしいでしょうか。

そのときに、あくまでも例示であるということを理解していただいた上で、そのコアになるところをどう参照してもらおうかが難しいことだろうと思います。

○石井委員

それは絶対必要なものだと思います。それを公表する際の注意書きのようなものかもしれません。現実には地域で日本語を学び始める人は、学校からスタートしているわけではないので、標準語を覚える前にその地域の言い回しを身に付けたりするわけです。

○築島委員

A2やB1であれば、ある程度の共通点が見出しやすいのではないかと思います。仕事に行くのか、主婦として学校のPTA役員を行うのか、留学していくのかなど、分かれていくとき、レベルが上がるほど、かなり幅が出てくると思います。その辺りの伝え方が難しいですね。先程金田座長がおっしゃっていたように、図式化などしていかないと伝わっていかないと。これが全部というわけではないのですが、ある意味の柱ではあるというところが難しいと思います。

もう一つ気になったのは、石井委員もおっしゃっていましたが、日本人側のことです。つまり具体的に書けば、よく条件に「ゆっくりとはっきりと話されれば」や、「文字についての支援があれば」などの記述が出てきます。日本人側が変わるという前提で考えていくか、なかなか難しいところだと思いました。生活に関しては、少しずつ日本人側の言葉の配慮の意識が広がっているかもしれませんが、多分職場などではそうではないでしょう。

そういう点についても、時代によって変わっていくかもしれませんが、これぐらいの日本人のサポートで、日本人がこのように受け取っている中であれば、この程度だろうという文にならざるを得ないのではないのでしょうか。

○金田座長

日本人側に関しては、最終的に作ったものを伝えていくときにどう伝えるかということと、同時にどういう活動を推進していくかということにかかわってくると思います。今日久しぶりに標準的なカリキュラム案の御説明を聞く機会があって、私自身はありがたかったのですが、理念が力強く書かれていますね。恐らくあそこをしっかりと読んでくださっている方は少ないのではないのでしょうか。私が直接かかわっている教室でも、標準的なカリキュラム案を参照して、日本語教室を運営してもらっているのですが、理念の部分のしっかりと読んでもらっていなかったなというのを反省しました。

先ほどCEFRの理念にどこまで踏み込むかという話が出ていますが、今回出す日本語教育の標準としての理念をきちんと書いて伝えていくということが大事だと思います。

JFスタンダードは、作り上げたときにシンポジウムも複数回行ったり、あるいは教材が出来たことによって考え方が随分浸透したと思いますし、あのツリーの図はインパクトが大きかったと思います。時間を掛け、いろいろな機会を作って伝えていく。それでもまだ御存じない方もいるという現実もあるわけなので、そのことも参考にしながら、最終的な絵を描きつつ、途中でいろいろな形で考え方が伝わるような活動ができればいいと改めて思いました。

ほかに御質問ありましたら、いかがでしょうか。

○島田委員

Can-doの全体像の口頭でのやりとり全般のところ「母語話者とやりとりをする」とあるのですが、新しいCompanion Volumeでは、「母語話者」ではなくなっていますね。「other speakers」という記載になっていて、欧州でも考え方がシフトしているようです。翻訳がこれから始まると思うのですが、私は以前からここが気になっています。

○築島委員

分かります。私たちも使っているときに気になる項目の一つではありました。

○島田委員

そうですね。母語話者の話が分かるかどうかという記述が以前はあったと思いますが、別に母語話者に限らなくても良いのではないかと思います。

○築島委員

そうですね。

○島田委員

受容のところでも、「母語話者同士の会話を聞く」という部分がありますね。

○築島委員

海外の文脈の中においても、この「母語話者」という記載にはかなり戸惑いがありました。今回標準のようなものを審議会で作成するに当たっては、それをどのようにするか考えていくべきポイントの一つだと思います。そこに言語教育に対する姿勢が表れるのではないのでしょうか。

○金田座長

実際の問題として、例えば私が勤めている大学の大学院などでは、いわゆる日本語母語話者の方が少数派です。もちろん授業は日本語で行うわけで、学生間のディスカッションも日本語で行い、共有も日本語です。意見交換の際、第二言語としての日本語なので、分かりにくさもありますが、その分かりにくさと分かりにくさのやりとりを一生懸命理解し確認し合っていくことは、もはや既に日常のことです。日本人、外国人双方が努力・工夫をしないとコミュニケーションができない状況が、ごく一般的に社会でも起こるのだらうと思います。

ほかにかがでしょうか。島田委員、どうぞ。

○島田委員

J F 日本語教育スタンダードの C a n - d o 説明や記述文のレベルは、基本的に該当する C E F R のレベルになっているわけですね。そう理解したのですが、もしかしたらずれる可能性もあるのではないのでしょうか。文字の影響や敬語の問題で、ヨーロッパ言語では B 1 であっても、日本語では違うレベルになる可能性もあるわけです。

○築島委員

そうですね。私たちの今の立場は、レベルとしては変えないこととしています。ただ、そうすると、ヨーロッパなどの中等教育で C E F R 基準で成績を出すといった際に、例えば読み書きが入る活動だと必ず日本語の人たちは1段階下がってしまうことが出てくるわけです。それをどうするかという問題はあると思います。かと言って、今のところ、それが一つ下なのか二つ下なのかも分からないので、基準としては変えないということにしておいて、どういう影響があるか検証していく必要があると思います。

○島田委員

日本語教育の標準ではレベルが変わる可能性もあるということ C a n - d o 説明とあわせて考えていくことになるのだらうと思います。調査となると大変だと思いますが、このことに関する研究が既に幾つかありますので、それらも含めて検討していくべき問題だと思います。漢字のリストを作ればそれでいいという話ではないと思います。

○金田座長

そうですね。実際の言語行動として、今は読めない漢字を、アプリを使って読んでいる人たちもいますから、そういうことが仮に評価テストでも許されるような時代になっていけば、漢字語彙があることによってレベルが下がるというようなことは回避できると思います。

○石井委員

そういうところはオプションとして、評価の目的によって、どちらのバージョンで行うかということでも考えることもできるのではないのでしょうか。

○金田座長

それから、このJF日本語教育スタンダードと標準的なカリキュラム案をそれぞれ参照して、もっと追加すべき事柄があるかどうか検討しておかなくてはいけないと思っています。標準的なカリキュラム案の成立あたりから知っている人間としては、当時から時代が随分変わってしまっているので、今はそのようなことはしないとといったケースも出ているかと思います。そのあたりをどうするか、考える必要があるでしょう。

例えば、道を聞くというタスクを日本語教室で行うのですが、最近は道を人にたずねることはあまりないと学生に言われます。皆さん、スマートフォンの地図アプリなどを見るようですね。恐らく、こういったことの逆もあるでしょう。今だったらこうするのにという活動もあると思います。

ヒアリングに基づき、質疑そして意見交換ができましたので、本日の議論はここまでとさせていただきます。御質問、御意見ありがとうございました。今後の予定について、事務局から願います。

○増田日本語教育専門職

御審議ありがとうございました。今後の予定ですが、配布資料3「ワーキンググループの進め方について」日程を記載しておりますが、次回のワーキンググループは9月を予定しております。詳細が決まり次第、御連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○金田座長

第1回日本語教育の標準に関するワーキンググループを終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。